

瀬戸市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第11号

瀬戸市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例（平成26年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合) 第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合) 第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。
<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。